

## 専第4号

### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成25年3月31日付けで小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

なお、この案件は、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）の公布、施行に伴い、小金井市国民健康保険税条例（平成20年条例第28号）の一部を改正する必要性が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものである。

平成25年4月18日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(写)

## 専 決 処 分 書

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成25年3月31日

小金井市長 稲 葉 孝 彦

## 小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例（平成20年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する被保険者が属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。」の次に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号及び第22条において同じ。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 4, 950円

第22条第1号イ(7)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(7) 特定継続世帯 3, 465円

第22条第2号イ(7)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(7) 特定継続世帯 2, 475円

第22条第3号イ(7)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(7) 特定継続世帯 990円

### 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 専第4号資料1

### 小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

#### 1 趣旨

地方税法の一部を改正する法律の公布、施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法を、「条例」とはこの改正を含む小金井市国民健康保険税条例をいう。）。

#### 2 改正内容

- (1) 国民健康保険税の軽減措置に係る基準額等の算定において、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者（以下「特定同一世帯所属者」という。）をその算定上含むこととする措置について、移行後5年目までの間に限るとしていた要件を撤廃し、恒久的な措置とすることとした（法第703条の4第10項、条例第6条）。
- (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯の国民健康保険税について、移行後5年目までの間にある世帯（特定世帯）の世帯別平等割額の2分の1を軽減する措置に加え、移行後6年目から8年目までの間にある世帯（特定継続世帯）についても世帯別平等割額の4分の1を軽減する措置を講ずることとした（法第703条の4第10項、条例第6条、条例第22条）。

#### 3 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行する（付則第1項）。

#### 4 経過措置

この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による（付則第2項）。

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第22条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号及び第22条において同じ。）以外の世帯 6, 600円</p> <p>(2) 特定世帯 3, 300円</p> <p>(3) 特定継続世帯 4, 950円</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第22条において同じ。）以外の世帯 6, 600円</p> <p>(2) 特定世帯 3, 300円</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p>	<p>特定同一世帯所属者に係る軽減判定所得の算定の特例の恒久化及び世帯別平等割額の軽減特例措置の延長に係る特定継続世帯の創設</p> <p>特定継続世帯の世帯別平等割額の減額に係る規定の追加</p>
<p>第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円）の</p>	<p>第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円）の</p>	

合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 省略

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4, 620円

(イ) 特定世帯 2, 310円

(ウ) 特定継続世帯 3, 465円

ウ }  
エ } 省略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 省略

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3, 300円

(イ) 特定世帯 1, 650円

(ウ) 特定継続世帯 2, 475円

ウ }  
エ } 省略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 省略

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 省略

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 4, 620円

(イ) 特定世帯 2, 310円

ウ }  
エ } 省略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 省略

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 3, 300円

(イ) 特定世帯 1, 650円

ウ }  
エ } 省略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 省略

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

特定継続世帯の減額に係る規定の追加

同上

<p>(ア) 特定世帯及び<u>特定継続世帯以外</u>の世帯 1, 320円  (イ) 特定世帯 660円  (ウ) <u>特定継続世帯</u> 990円  ウ } 省略  エ }</p> <p>付 則  (施行期日)  1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。  (経過措置)  2 この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	<p>(ア) 特定世帯<u>以外</u>の世帯 1, 320円  (イ) 特定世帯 660円  ウ } 省略  エ }</p>	<p>特定継続世帯の減額に係る規定の追加</p>
--	---	--------------------------

## 特定世帯等に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長等 (国民健康保険税)

### 平成25年度税制改正の大綱 (平成25年1月29日閣議決定) (抜粋)

国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化するほか、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間2分の1減額する現行措置に加え、その後3年間4分の1減額する措置を講ずる。

#### ① 保険税軽減制度に係る特例

軽減を受けている世帯について、従前と同様の軽減措置を受けることができるよう、国保から後期高齢者医療へ移行したことにより国保の被保険者でなくなった者(特定同一世帯所属者)を含めて軽減対象基準額を算定することとしている措置について、期限を区切らない恒久措置とする。

(例) 夫婦2人世帯 (夫(世帯主) : 75歳以上、妻 : 75歳未満)

【20年3月まで】 (35万円×世帯に属する被保険者数) + 33万円以下

【現行制度】 (35万円×(世帯に属する被保険者数と特定同一世帯所属者の合計数)) + 33万円以下

↓  
恒久化

#### ② 世帯割に係る配慮

二人世帯で、一人が後期高齢者医療へ移行し、もう一人が国保に残った世帯(特定世帯)となる者について、世帯割額を半分にする措置について、軽減割合を現在の半分(1/4)として、3年間延長する。

